

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 213 件

厚生年金関係 213 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 9 件

## 富山厚生年金 事案 314

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月1日から同年2月1日まで

昭和52年4月から61年4月までA社に勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録に1か月の空白が生じている。

A社は、昭和55年1月ごろに本社をB市からC県D市に移転させたが、本社機能が移転ただけで従業員の勤務場所や勤務形態は変わらなかったし、給与明細書をみると申立期間の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社が提出した労働者名簿及び申立人が提出した給与明細書により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和55年1月1日に全喪し、同年2月1日に再度適用事業所となっており、申立期間については同社が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間であるが、申立期間当時、同社は常時5人以上の従業員を雇用する事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断

される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間は適用事業所としての記録管理がなされていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和39年3月21日、資格喪失日は40年3月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年3月から同年9月までは9,000円、同年10月から40年2月までは1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月21日から40年3月1日まで

中学校を卒業後の昭和39年3月下旬から、父親が勤めていたA社に就職した。同年4月以降は、B高等学校（定時制）へ通学しながら、同社で働き、約1年後に退職した。

父親にはA社での厚生年金保険被保険者記録があるにもかかわらず、自分には同社での被保険者記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の親族の証言、元同僚（一人）の証言及び申立人が昭和39年4月から40年3月まで通学していたB高等学校の証言により、申立人が、申立期間において、A社で勤務していたものと認められる。

また、申立人の所持する厚生年金保険被保険者証及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人が、昭和39年3月21日付けで、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）により、申立人が、(i)昭和39年3月21日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していること、(ii)同年10月1日付けで標準報酬月額の定時決定を受けていること、及び(iii)40年10月ごろに、資格取得した39年3月21日までさかのぼって被保険者資格を喪失させられたことが確認できるものの、このような資格喪失の処理を行う合理的な理由は見当たらず、社

会保険事務所（当時）において事実と反する処理が行われたことがうかがえる。

加えて、別の元同僚（一人）の証言及び年金記録により、申立期間当時のA社では、社員の入社直後に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人の被保険者資格喪失に係る処理は、有効なものとは認められず、申立人の資格取得日は昭和39年3月21日、資格喪失日は40年3月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立てに係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失する前の社会保険事務所の記録から、昭和39年3月から同年9月までは9,000円、同年10月から40年2月までは1万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に支給された賞与において標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

申立期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同社が社会保険事務所（当時）へ健康保険厚生年金保険賞与支払届を提出しなかったため、オンライン記録上、標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与統計表により、申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に支給された賞与から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、社会保険事務所に対し、申立てに係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を届け出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
富山 事案316	男		昭和 49年 生		平成16年3月5日	23万 円
					平成17年3月18日	23万 1,000円
					平成18年3月17日	14万 円
					平成19年3月16日	24万 円
富山 事案317	女		昭和 47年 生		平成16年3月5日	4万 円
					平成17年3月18日	5万 8,000円
					平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	6万 5,000円
富山 事案318	男		昭和 49年 生		平成16年3月5日	15万 円
					平成17年3月18日	9万 円
					平成18年3月17日	6万 円
富山 事案319	男		昭和 47年 生		平成17年3月18日	6万 円
					平成19年3月16日	16万 7,000円
富山 事案320	男		昭和 43年 生		平成16年3月5日	15万 円
					平成17年3月18日	10万 5,000円
					平成18年3月17日	7万 円
					平成19年3月16日	15万 円
富山 事案321	男		昭和 36年 生		平成16年3月5日	13万 円
					平成17年3月18日	15万 円
					平成19年3月16日	18万 5,000円
富山 事案322	男		昭和 56年 生		平成18年3月17日	3万 円
					平成19年3月16日	10万 8,000円
富山 事案323	男		昭和 50年 生		平成18年3月17日	5万 円
					平成19年3月16日	10万 円
富山 事案324	女		昭和 59年 生		平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	5万 円
富山 事案325	男		昭和 51年 生		平成19年3月16日	14万 8,000円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
富山 事案326	男		昭和 57年 生		平成18年3月17日	7万 円
富山 事案327	女		昭和 57年 生		平成19年3月16日	17万 8,000円
富山 事案328	男		昭和 39年 生		平成19年3月16日	30万 円
富山 事案329	男		昭和 25年 生		平成16年3月5日	25万 円
					平成17年3月18日	17万 5,000円
					平成18年3月17日	13万 円
					平成19年3月16日	22万 円
富山 事案330	男		昭和 29年 生		平成17年3月18日	7万 5,000円
富山 事案331	男		昭和 26年 生		平成16年3月5日	40万 円
					平成17年3月18日	15万 円
					平成18年3月17日	10万 円
					平成19年3月16日	21万 円
富山 事案332	男		昭和 29年 生		平成16年3月5日	25万 円
					平成17年3月18日	22万 5,000円
					平成18年3月17日	14万 円
					平成19年3月16日	33万 円
富山 事案333	女		昭和 35年 生		平成16年3月5日	7万 円
					平成17年3月18日	5万 円
					平成18年3月17日	4万 円
					平成19年3月16日	10万 円
富山 事案334	女		昭和 41年 生		平成16年3月5日	7万 円
					平成17年3月18日	5万 5,000円
					平成18年3月17日	4万 円
					平成19年3月16日	10万 円
富山 事案335	男		昭和 54年 生		平成16年3月5日	8万 円
					平成17年3月18日	7万 6,000円
					平成18年3月17日	5万 円
					平成19年3月16日	13万 円



番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
富山 事案336	男		昭和 46年 生		平成16年3月5日	17万 円
					平成17年3月18日	17万 4,000円
					平成18年3月17日	13万 円
					平成19年3月16日	25万 円
富山 事案337	男		昭和 47年 生		平成16年3月5日	17万 円
					平成17年3月18日	14万 9,000円
					平成18年3月17日	10万 円
					平成19年3月16日	20万 円
富山 事案338	男		昭和 41年 生		平成16年3月5日	30万 円
					平成17年3月18日	35万 円
					平成18年3月17日	19万 5,000円
					平成19年3月16日	45万 円
富山 事案339	男		昭和 58年 生		平成19年3月16日	8万 円
富山 事案340	男		昭和 35年 生		平成16年3月5日	30万 円
					平成17年3月18日	30万 円
					平成18年3月17日	13万 円
					平成19年3月16日	25万 円
富山 事案341	女		昭和 44年 生		平成19年3月16日	5万 円
富山 事案342	男		昭和 58年 生		平成19年3月16日	8万 円
富山 事案343	男		昭和 58年 生		平成19年3月16日	8万 円
富山 事案344	女		昭和 38年 生		平成16年3月5日	4万 円
					平成17年3月18日	2万 8,000円
					平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	7万 5,000円
富山 事案345	男		昭和 51年 生		平成16年3月5日	16万 円
					平成17年3月18日	14万 2,000円
					平成18年3月17日	10万 円
					平成19年3月16日	28万 1,000円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
富山 事案346	女		昭和 53年 生		平成17年3月18日	2万 8,000円
					平成18年3月17日	2万 円
富山 事案347	男		昭和 29年 生		平成16年3月5日	15万 円
富山 事案348	男		昭和 55年 生		平成17年3月18日	3万 円
					平成18年3月17日	2万 5,000円
					平成19年3月16日	8万 円
富山 事案349	男		昭和 20年 生		平成16年3月5日	20万 円
					平成17年3月18日	14万 円
富山 事案350	男		昭和 50年 生		平成16年3月5日	10万 円
					平成17年3月18日	7万 5,000円
					平成18年3月17日	6万 円
					平成19年3月16日	14万 円
富山 事案351	男		昭和 45年 生		平成16年3月5日	35万 円
					平成17年3月18日	31万 5,000円
					平成18年3月17日	17万 円
					平成19年3月16日	36万 円
富山 事案352	男		昭和 29年 生		平成17年3月18日	8万 円
					平成18年3月17日	5万 2,000円
					平成19年3月16日	13万 5,000円
富山 事案353	男		昭和 29年 生		平成16年3月5日	25万 円
					平成17年3月18日	20万 5,000円
					平成18年3月17日	12万 円
					平成19年3月16日	18万 円
富山 事案354	男		昭和 32年 生		平成16年3月5日	25万 円
					平成17年3月18日	17万 5,000円
					平成18年3月17日	12万 円
					平成19年3月16日	33万 円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
富山 事案355	女		昭和 35年 生		平成16年3月5日	17万 円
					平成17年3月18日	12万 円
					平成18年3月17日	7万 5,000円
					平成19年3月16日	14万 円
富山 事案356	男		昭和 44年 生		平成16年3月5日	30万 円
					平成17年3月18日	21万 円
					平成18年3月17日	12万 円
					平成19年3月16日	36万 円
富山 事案357	女		昭和 57年 生		平成19年3月16日	5万 円
富山 事案358	男		昭和 30年 生		平成16年3月5日	12万 円
					平成17年3月18日	8万 4,000円
					平成18年3月17日	5万 5,000円
					平成19年3月16日	11万 円
富山 事案359	男		昭和 28年 生		平成16年3月5日	45万 円
					平成17年3月18日	31万 5,000円
					平成18年3月17日	25万 円
					平成19年3月16日	55万 円
富山 事案360	女		昭和 34年 生		平成16年3月5日	11万 円
					平成17年3月18日	8万 円
					平成18年3月17日	5万 2,000円
					平成19年3月16日	10万 4,000円
富山 事案361	男		昭和 47年 生		平成16年3月5日	14万 円
					平成17年3月18日	10万 円
					平成18年3月17日	6万 5,000円
					平成19年3月16日	19万 5,000円
富山 事案362	男		昭和 51年 生		平成16年3月5日	8万 円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
富山 事案363	女		昭和 47年 生		平成16年3月5日	4万 円
					平成17年3月18日	2万 8,000円
					平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	5万 円
富山 事案364	男		昭和 29年 生		平成16年3月5日	40万 円
					平成17年3月18日	15万 円
					平成18年3月17日	10万 円
					平成19年3月16日	24万 円
富山 事案365	男		昭和 39年 生		平成16年3月5日	70万 円
					平成17年3月18日	35万 円
					平成18年3月17日	25万 円
					平成19年3月16日	60万 円
富山 事案366	女		昭和 45年 生		平成16年3月5日	4万 円
					平成17年3月18日	2万 8,000円
					平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	6万 5,000円
富山 事案367	男		昭和 49年 生		平成19年3月16日	40万 円
富山 事案368	女		昭和 49年 生		平成16年3月5日	4万 円
					平成17年3月18日	2万 8,000円
					平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	5万 円
富山 事案369	男		昭和 28年 生		平成16年3月5日	12万 円
					平成17年3月18日	8万 4,000円
富山 事案370	男		昭和 53年 生		平成16年3月5日	17万 円
					平成17年3月18日	7万 円
					平成18年3月17日	13万 円
					平成19年3月16日	23万 5,000円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
富山 事案371	男		昭和 24年 生		平成16年3月5日	13万 5,000円
					平成17年3月18日	9万 5,000円
					平成18年3月17日	6万 2,000円
					平成19年3月16日	15万 円
富山 事案372	男		昭和 48年 生		平成16年3月5日	15万 円
					平成17年3月18日	13万 5,000円
					平成18年3月17日	9万 円
					平成19年3月16日	19万 5,000円
富山 事案373	男		昭和 50年 生		平成16年3月5日	13万 円
					平成17年3月18日	11万 1,000円
					平成18年3月17日	8万 円
					平成19年3月16日	14万 2,000円
富山 事案374	男		昭和 22年 生		平成16年3月5日	18万 円
					平成17年3月18日	12万 6,000円
					平成18年3月17日	8万 2,000円
					平成19年3月16日	16万 5,000円
富山 事案375	男		昭和 24年 生		平成19年3月16日	5万 円
富山 事案376	女		昭和 56年 生		平成19年3月16日	5万 円
富山 事案377	男		昭和 45年 生		平成16年3月5日	20万 円
					平成17年3月18日	17万 円
					平成18年3月17日	11万 円
					平成19年3月16日	23万 円
富山 事案378	男		昭和 57年 生		平成18年3月17日	3万 円
					平成19年3月16日	12万 円
富山 事案379	男		昭和 24年 生		平成16年3月5日	15万 円
					平成17年3月18日	7万 円
					平成18年3月17日	5万 円
					平成19年3月16日	15万 円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
富山 事案380	男		昭和 48年 生		平成16年3月5日	15万 円
					平成17年3月18日	10万 5,000円
					平成18年3月17日	8万 円
					平成19年3月16日	17万 円
富山 事案381	男		昭和 28年 生		平成16年3月5日	3万 2,000円
					平成17年3月18日	5万 円
					平成18年3月17日	4万 円
富山 事案382	男		昭和 48年 生		平成16年3月5日	15万 円
					平成17年3月18日	13万 円
					平成18年3月17日	9万 円
富山 事案383	男		昭和 28年 生		平成16年3月5日	45万 円
					平成17年3月18日	20万 円
					平成18年3月17日	16万 円
					平成19年3月16日	45万 円
富山 事案384	男		昭和 39年 生		平成16年3月5日	15万 円
					平成17年3月18日	16万 円
					平成18年3月17日	13万 円
					平成19年3月16日	24万 円
富山 事案385	男		昭和 47年 生		平成16年3月5日	15万 円
					平成17年3月18日	13万 円
					平成18年3月17日	8万 円
					平成19年3月16日	16万 5,000円
富山 事案386	男		昭和 33年 生		平成16年3月5日	25万 円
					平成17年3月18日	22万 5,000円
					平成18年3月17日	14万 円
					平成19年3月16日	27万 5,000円
富山 事案387	女		昭和 58年 生		平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	5万 円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
富山 事案388	男		昭和 57年 生		平成18年3月17日	8万 円
					平成19年3月16日	18万 5,000円
富山 事案389	男		昭和 56年 生		平成18年3月17日	5万 円
					平成19年3月16日	3万 9,000円
富山 事案390	男		昭和 56年 生		平成17年3月18日	6万 円
					平成18年3月17日	5万 円
					平成19年3月16日	27万 5,000円
富山 事案391	男		昭和 42年 生		平成16年3月5日	20万 円
					平成17年3月18日	31万 円
					平成18年3月17日	19万 5,000円
					平成19年3月16日	42万 円
富山 事案392	女		昭和 49年 生		平成16年3月5日	4万 円
富山 事案393	男 (死亡)		昭和 40年 生		平成16年3月5日	20万 円
					平成17年3月18日	14万 円
					平成18年3月17日	10万 円
					平成19年3月16日	18万 円
富山 事案394	男		昭和 50年 生		平成16年3月5日	8万 円
					平成17年3月18日	7万 6,000円
富山 事案395	男		昭和 34年 生		平成16年3月5日	30万 円
					平成17年3月18日	21万 円
					平成18年3月17日	12万 円
富山 事案396	男		昭和 57年 生		平成19年3月16日	8万 円
富山 事案397	女		昭和 35年 生		平成16年3月5日	7万 円
					平成17年3月18日	5万 5,000円
					平成18年3月17日	5万 円
					平成19年3月16日	10万 円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
富山 事案398	女		昭和 53年 生		平成16年3月5日	4万 円
					平成17年3月18日	2万 8,000円
					平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	5万 円
富山 事案399	女		昭和 54年 生		平成16年3月5日	4万 円
					平成17年3月18日	2万 8,000円
					平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	5万 円
富山 事案400	女		昭和 39年 生		平成19年3月16日	8万 円
富山 事案401	男		昭和 36年 生		平成16年3月5日	12万 円
					平成17年3月18日	9万 4,000円
					平成18年3月17日	5万 5,000円
					平成19年3月16日	16万 5,000円
富山 事案402	男		昭和 51年 生		平成16年3月5日	13万 円
					平成17年3月18日	11万 1,000円
					平成18年3月17日	8万 円
					平成19年3月16日	16万 5,000円
富山 事案403	男		昭和 50年 生		平成16年3月5日	15万 円
					平成17年3月18日	13万 5,000円
					平成18年3月17日	9万 円
					平成19年3月16日	19万 5,000円
富山 事案404	男		昭和 48年 生		平成16年3月5日	15万 円
					平成17年3月18日	12万 5,000円
					平成18年3月17日	8万 円
					平成19年3月16日	19万 5,000円
富山 事案405	男		昭和 59年 生		平成19年3月16日	8万 円



番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
富山 事案406	男		昭和 48年 生		平成16年3月5日	13万 円
					平成17年3月18日	11万 1,000円
					平成18年3月17日	8万 円
					平成19年3月16日	18万 円
富山 事案407	女		昭和 53年 生		平成16年3月5日	4万 円
					平成17年3月18日	2万 8,000円
富山 事案408	男		昭和 32年 生		平成16年3月5日	23万 円
					平成17年3月18日	16万 1,000円
					平成18年3月17日	11万 円
					平成19年3月16日	18万 円
富山 事案409	男		昭和 49年 生		平成17年3月18日	8万 5,000円
					平成18年3月17日	5万 5,000円
					平成19年3月16日	14万 4,000円
富山 事案410	女		昭和 55年 生		平成17年3月18日	3万 3,000円
					平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	5万 円
富山 事案411	女		昭和 53年 生		平成19年3月16日	8万 円
富山 事案412	女		昭和 58年 生		平成19年3月16日	5万 円
富山 事案413	女		昭和 49年 生		平成16年3月5日	4万 円
					平成17年3月18日	3万 8,000円
					平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	5万 円
富山 事案414	女		昭和 20年 生		平成16年3月5日	20万 円
					平成17年3月18日	10万 円
富山 事案415	男		昭和 45年 生		平成16年3月5日	15万 円
					平成17年3月18日	12万 5,000円
					平成18年3月17日	9万 円
富山 事案416	男		昭和 52年 生		平成16年3月5日	8万 円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
富山 事案417	男		昭和 42年 生		平成16年3月5日	16万 円
					平成17年3月18日	14万 円
富山 事案418	男		昭和 45年 生		平成16年3月5日	100万 円
					平成17年3月18日	56万 円
富山 事案419	女		昭和 39年 生		平成16年3月5日	7万 円
					平成17年3月18日	6万 円
富山 事案420	男		昭和 47年 生		平成16年3月5日	4万 1,000円
					平成17年3月18日	3万 5,000円
					平成18年3月17日	3万 円
富山 事案421	女		昭和 52年 生		平成16年3月5日	4万
					平成17年3月18日	2万 8,000円
					平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	5万 円
富山 事案422	男		昭和 45年 生		平成16年3月5日	23万 円
					平成17年3月18日	7万 円
					平成18年3月17日	13万 円
					平成19年3月16日	20万 7,000円
富山 事案423	男		昭和 44年 生		平成16年3月5日	35万 円
					平成17年3月18日	29万 5,000円
					平成18年3月17日	15万 円
					平成19年3月16日	36万 円
富山 事案424	男		昭和 49年 生		平成18年3月17日	5万 円
					平成19年3月16日	14万 円
富山 事案425	男		昭和 54年 生		平成16年3月5日	8万 円
					平成17年3月18日	8万 1,000円
					平成18年3月17日	5万 円
					平成19年3月16日	14万 円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
富山 事案426	女		昭和 48年 生		平成16年3月5日	4万 円
					平成17年3月18日	2万 8,000円
					平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	6万 円
富山 事案427	男		昭和 51年 生		平成16年3月5日	13万 円
					平成17年3月18日	12万 1,000円
					平成18年3月17日	9万 円
					平成19年3月16日	17万 円
富山 事案428	男		昭和 47年 生		平成16年3月5日	23万 円
					平成17年3月18日	23万 6,000円
					平成18年3月17日	14万 円
					平成19年3月16日	25万 円
富山 事案429	男		昭和 58年 生		平成19年3月16日	8万 円
富山 事案430	男		昭和 39年 生		平成16年3月5日	18万 円
					平成17年3月18日	11万 円
					平成18年3月17日	8万 円
					平成19年3月16日	24万 7,000円
富山 事案431	男		昭和 30年 生		平成16年3月5日	25万 円
					平成17年3月18日	22万 5,000円
					平成18年3月17日	14万 円
					平成19年3月16日	20万 円
富山 事案432	男		昭和 42年 生		平成16年3月5日	23万 円
					平成17年3月18日	16万 1,000円
					平成18年3月17日	11万 円
					平成19年3月16日	23万 円
富山 事案433	男		昭和 50年 生		平成16年3月5日	13万 円
					平成17年3月18日	6万 円
					平成18年3月17日	10万 円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
富山 事案434	女		昭和 52年 生		平成16年3月5日	4万 円
					平成17年3月18日	2万 8,000円
富山 事案435	男		昭和 28年 生		平成16年3月5日	10万 円
					平成17年3月18日	7万 円
					平成18年3月17日	5万 円
					平成19年3月16日	9万 円
富山 事案436	女		昭和 39年 生		平成16年3月5日	7万 円
					平成17年3月18日	5万 円
					平成18年3月17日	4万 円
					平成19年3月16日	8万 円
富山 事案437	男		昭和 32年 生		平成16年3月5日	25万 円
					平成18年3月17日	5万 円
					平成19年3月16日	10万 円
富山 事案438	男		昭和 58年 生		平成18年3月17日	3万 円
					平成19年3月16日	10万 円
富山 事案439	男		昭和 34年 生		平成16年3月5日	12万 円
					平成17年3月18日	12万 円
					平成18年3月17日	7万 5,000円
					平成19年3月16日	20万 円
富山 事案440	男		昭和 29年 生		平成16年3月5日	7万 1,000円
					平成17年3月18日	5万 円
					平成19年3月16日	10万 円
富山 事案441	男		昭和 47年 生		平成18年3月17日	3万 円
					平成19年3月16日	10万 円
富山 事案442	女		昭和 50年 生		平成16年3月5日	4万 円
					平成17年3月18日	3万 3,000円
					平成18年3月17日	2万 円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
富山 事案443	男		昭和 52年 生		平成17年3月18日	3万 円
					平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	5万 円
富山 事案444	男		昭和 45年 生		平成16年3月5日	4万 1,000円
					平成17年3月18日	4万 円
					平成18年3月17日	3万 円
					平成19年3月16日	10万 円
富山 事案445	男		昭和 58年 生		平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	5万 円
富山 事案446	男		昭和 49年 生		平成16年3月5日	13万 円
					平成17年3月18日	10万 円
					平成18年3月17日	6万 5,000円
					平成19年3月16日	15万 円
富山 事案447	男		昭和 50年 生		平成16年3月5日	4万 1,000円
					平成17年3月18日	4万 円
					平成18年3月17日	3万 円
					平成19年3月16日	10万 円
富山 事案448	男		昭和 55年 生		平成17年3月18日	4万 円
					平成18年3月17日	3万 円
					平成19年3月16日	8万 円
富山 事案449	男		昭和 45年 生		平成17年3月18日	2万 円
					平成18年3月17日	3万 円
					平成19年3月16日	6万 円
富山 事案450	女		昭和 55年 生		平成16年3月5日	4万 円
富山 事案451	男		昭和 52年 生		平成17年3月18日	5万 円
富山 事案452	女		昭和 57年 生		平成19年3月16日	5万 円
富山 事案453	女		昭和 57年 生		平成19年3月16日	5万 円
富山 事案454	男		昭和 53年 生		平成16年3月5日	8万 円
					平成17年3月18日	8万 1,000円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
富山 事案455	男		昭和 50年 生		平成16年3月5日	13万 円
					平成17年3月18日	9万 1,000円
					平成18年3月17日	6万 円
					平成19年3月16日	13万 2,000円
富山 事案456	男		昭和 51年 生		平成16年3月5日	2万 9,000円
					平成17年3月18日	3万 円
					平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	5万 円
富山 事案457	男		昭和 50年 生		平成16年3月5日	4万 1,000円
					平成17年3月18日	4万 円
					平成18年3月17日	3万 円
					平成19年3月16日	10万 円
富山 事案458	男		昭和 44年 生		平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	5万 円
富山 事案459	男		昭和 34年 生		平成16年3月5日	4万 1,000円
					平成17年3月18日	4万 円
					平成18年3月17日	3万 円
					平成19年3月16日	10万 円
富山 事案460	女		昭和 49年 生		平成16年3月5日	4万 円
					平成17年3月18日	2万 8,000円
					平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	6万 円
富山 事案461	男		昭和 50年 生		平成16年3月5日	2万 9,000円
					平成17年3月18日	2万 1,000円
					平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	5万 円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
富山 事案462	男		昭和 40年 生		平成16年3月5日	2万 1,000円
					平成17年3月18日	2万 円
					平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	5万 円
富山 事案463	男		昭和 48年 生		平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	5万 円
富山 事案464	男		昭和 43年 生		平成16年3月5日	2万 1,000円
					平成17年3月18日	2万 円
					平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	5万 円
富山 事案465	男		昭和 44年 生		平成16年3月5日	2万 1,000円
					平成17年3月18日	2万 円
					平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	5万 円
富山 事案466	男		昭和 45年 生		平成16年3月5日	2万 1,000円
					平成17年3月18日	2万 円
					平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	5万 円
富山 事案467	女		昭和 52年 生		平成16年3月5日	4万 円
					平成17年3月18日	2万 8,000円
富山 事案468	女		昭和 56年 生		平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	5万 円
富山 事案469	男		昭和 56年 生		平成16年3月5日	5万 円
					平成17年3月18日	3万 5,000円
					平成18年3月17日	4万 円
					平成19年3月16日	12万 円
富山 事案470	男		昭和 54年 生		平成16年3月5日	11万 円
					平成17年3月18日	3万 円
					平成18年3月17日	6万 円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
富山 事案471	女		昭和 51年 生		平成16年3月5日	4万 円
					平成17年3月18日	2万 8,000円
					平成18年3月17日	2万 円
富山 事案472	男		昭和 54年 生		平成16年3月5日	17万 円
富山 事案473	男		昭和 35年 生		平成16年3月5日	19万 円
					平成17年3月18日	6万 円
富山 事案474	男		昭和 24年 生		平成16年3月5日	15万 円
					平成17年3月18日	10万 5,000円
富山 事案475	男		昭和 48年 生		平成16年3月5日	11万 円
富山 事案476	女		昭和 40年 生		平成16年3月5日	7万 円
富山 事案477	女		昭和 48年 生		平成18年3月17日	2万 円
富山 事案478	男		昭和 55年 生		平成17年3月18日	4万 円
					平成19年3月16日	8万 1,000円
富山 事案479	男		昭和 56年 生		平成17年3月18日	5万 円
					平成18年3月17日	3万 円
					平成19年3月16日	8万 1,000円
富山 事案480	男		昭和 50年 生		平成18年3月17日	4万 円
					平成19年3月16日	13万 円
富山 事案481	男		昭和 47年 生		平成16年3月5日	15万 円
					平成17年3月18日	10万 5,000円
					平成18年3月17日	7万 円
					平成19年3月16日	16万 5,000円
富山 事案482	男		昭和 35年 生		平成16年3月5日	40万 円
					平成17年3月18日	35万 円
					平成18年3月17日	19万 5,000円
					平成19年3月16日	56万 円



番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
富山 事案483	男		昭和 52年 生		平成16年3月5日	13万 円
					平成17年3月18日	12万 1,000円
					平成18年3月17日	8万 円
					平成19年3月16日	13万 2,000円
富山 事案484	女		昭和 54年 生		平成16年3月5日	4万 円
					平成17年3月18日	2万 8,000円
					平成18年3月17日	2万 円
					平成19年3月16日	5万 円
富山 事案485	男		昭和 30年 生		平成16年3月5日	12万 円
					平成17年3月18日	8万 4,000円
富山 事案486	男		昭和 55年 生		平成18年3月17日	10万 円
					平成19年3月16日	6万 9,000円
富山 事案487	男		昭和 55年 生		平成16年3月5日	5万 円
					平成17年3月18日	3万 5,000円
					平成18年3月17日	4万 円
					平成19年3月16日	12万 円
富山 事案488	女		昭和 55年 生		平成17年3月18日	2万 円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月29日から同年6月28日まで

A社B工場から同社C工場へ転勤しただけなのに、昭和44年5月29日から同年6月28日までの期間が厚生年金保険の被保険者となっていない。

途中退職しておらず、継続してA社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入記録、雇用保険の加入記録、A社の業務を継承したD社の回答及び元同僚の証言により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年6月28日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和22年1月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を480円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月13日から同年3月1日まで

昭和21年4月にA社に入社し、54年3月に退職するまで継続して勤務していた。

しかし、昭和22年1月13日付けでA社本店から同社B支店に異動したのに、オンライン記録では同年3月1日に同社B支店で被保険者資格を取得したことになっているため、2か月間が空白となっている。

A社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員カード及び同社の証言により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和22年1月13日に同社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年3月のオンライン記録から、480円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を8万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

申立期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同社が社会保険事務所（当時）へ健康保険厚生年金保険賞与支払届を提出しなかったため、オンライン記録上、標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与統計表により、申立人は、平成19年7月23日に支給された賞与から、8万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、社会保険事務所に対し、申立てに係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を届け出ていると認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に支給された賞与において標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

申立期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同社が社会保険事務所（当時）へ健康保険厚生年金保険賞与支払届を提出しなかったため、オンライン記録上、標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与統計表により、申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に支給された賞与から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、社会保険事務所に対し、申立てに係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を届け出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
富山 事案492	女		昭和57年生		平成17年 3月18日	2万8,000円
					平成18年 3月17日	2万円
					平成19年 3月16日	5万円
富山 事案493	女		昭和48年生		平成16年 3月 5日	4万円
					平成17年 3月18日	2万8,000円
富山 事案494	男		昭和43年生		平成16年 3月 5日	10万円
富山 事案495	女		昭和57年生		平成19年 3月16日	5万円
富山 事案496	男		昭和54年生		平成16年 3月 5日	5万円
					平成17年 3月18日	3万5,000円
					平成18年 3月17日	4万円
					平成19年 3月16日	13万円
富山 事案497	女		昭和52年生		平成16年 3月 5日	4万円
					平成17年 3月18日	2万8,000円
					平成18年 3月17日	2万円
					平成19年 3月16日	5万円
富山 事案498	男		昭和46年生		平成16年 3月 5日	15万円
					平成17年 3月18日	13万円
					平成18年 3月17日	9万円
					平成19年 3月16日	19万円
富山 事案499	男		昭和52年生		平成16年 3月 5日	8万円
					平成17年 3月18日	7万6,000円
					平成18年 3月17日	7万円
					平成19年 3月16日	14万円
富山 事案500	女		昭和46年生		平成17年 3月18日	3万3,000円
					平成18年 3月17日	2万円
					平成19年 3月16日	5万円
富山 事案501	男		昭和37年生		平成16年 3月 5日	42万円
					平成17年 3月18日	20万円
					平成18年 3月17日	16万円
					平成19年 3月16日	30万円
富山 事案502	男		昭和52年生		平成16年 3月 5日	12万円
					平成17年 3月18日	14万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
富山 事案503	男		昭和51年生		平成16年 3月 5日	35万円
					平成17年 3月 18日	32万円
富山 事案504	女		昭和52年生		平成16年 3月 5日	4万円
					平成17年 3月 18日	3万3,000円
					平成18年 3月 17日	2万円
					平成19年 3月 16日	5万円
富山 事案505	男		昭和50年生		平成16年 3月 5日	8万円
					平成17年 3月 18日	7万6,000円
					平成18年 3月 17日	7万円
富山 事案506	男 (死亡)		昭和41年生		平成16年 3月 5日	2万1,000円
					平成17年 3月 18日	2万5,000円
					平成18年 3月 17日	2万円
					平成19年 3月 16日	5万円
富山 事案507	女		昭和57年生		平成18年 3月 17日	2万円
富山 事案508	女		昭和39年生		平成19年 3月 16日	10万円
富山 事案509	女		昭和48年生		平成18年 3月 17日	3万円
					平成19年 3月 16日	8万円
富山 事案510	男		昭和44年生		平成16年 3月 5日	16万円
					平成17年 3月 18日	17万2,000円
					平成18年 3月 17日	11万円
					平成19年 3月 16日	20万円
富山 事案511	男		昭和32年生		平成16年 3月 5日	15万円
					平成17年 3月 18日	10万5,000円
					平成18年 3月 17日	7万円
					平成19年 3月 16日	14万円
富山 事案512	男		昭和52年生		平成16年 3月 5日	13万円
					平成17年 3月 18日	11万1,000円
富山 事案513	男		昭和51年生		平成17年 3月 18日	10万円
富山 事案514	男		昭和57年生		平成19年 3月 16日	5万6,000円
富山 事案515	男		昭和51年生		平成16年 3月 5日	13万円
					平成17年 3月 18日	9万1,000円
富山 事案516	女		昭和54年生		平成16年 3月 5日	4万円



事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
富山 事案517	男		昭和40年生		平成16年 3月 5日	22万円
					平成17年 3月 18日	18万4,000円
					平成18年 3月 17日	13万円
					平成19年 3月 16日	27万円
富山 事案518	男		昭和47年生		平成16年 3月 5日	40万円
					平成17年 3月 18日	25万円
					平成18年 3月 17日	19万5,000円
					平成19年 3月 16日	27万円
富山 事案519	男		昭和54年生		平成16年 3月 5日	8万円
					平成17年 3月 18日	7万6,000円
					平成18年 3月 17日	5万円
					平成19年 3月 16日	12万円
富山 事案520	男		昭和44年生		平成16年 3月 5日	2万9,000円
					平成17年 3月 18日	3万円
富山 事案521	女		昭和53年生		平成16年 3月 5日	4万円
					平成17年 3月 18日	2万8,000円
富山 事案522	男		昭和39年生		平成17年 3月 18日	16万円
富山 事案523	女		昭和40年生		平成16年 3月 5日	4万円
					平成17年 3月 18日	2万8,000円
富山 事案524	女		昭和45年生		平成16年 3月 5日	7万円
					平成17年 3月 18日	5万円
					平成18年 3月 17日	4万円
					平成19年 3月 16日	8万円
富山 事案525	男		昭和47年生		平成16年 3月 5日	10万円
					平成17年 3月 18日	7万円
富山 事案526	男		昭和45年生		平成17年 3月 18日	19万円

## 富山国民年金 事案 141

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月及び同年3月

昭和42年11月にA事業所を退職し、その後、家業を継ぐかどうか迷っていたが、43年2月に家業を継ぐことを決めた。

家業を継いだころ、町内会の集金担当者に国民年金への加入を伝え、その時に申立期間の国民年金保険料を渡したことを覚えている。

家業を継いでからは、ずっと国民年金保険料を町内会集金で納付してきたのに、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、家業を継いだ昭和43年2月ごろに国民年金の加入手続を行い、その後は町内会集金により国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳には、発行日の箇所「43. 7. 25」と押印されており、国民年金手帳記号番号払出簿からも、申立人の国民年金手帳記号番号は同年7月ごろに払い出されたことが確認できることから、申立人が加入手続を行ったのは43年7月であったと認められる上、当該手続時期においては、申立期間の国民年金保険料は過年度納付の対象であり、町内会等の納付組織で納付することはできないばかりか、国民年金手帳にも、申立期間に係る検認印が無いことから判断すると、申立人が主張するように申立期間の国民年金保険料を町内会の集金により納付したとは考え難い。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情や過年度納付や特例納付によりさかのぼって納付した事情もうかがえない。

さらに、申立期間において、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年2月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月から平成3年3月まで

大学生だった昭和63年2月頃、A市から国民年金の加入案内書が届き、親から加入を勧められたこともあり、国民年金に任意加入することとし、母に加入手続等を依頼した。

母は、国民年金の加入手続をしたこと、及び当時年金手帳が送付されたことを記憶していないものの、加入案内書が届いた後、A市から1年分の国民年金保険料納付書の綴りが送付されてきたので、B金融機関で国民年金保険料を納付したとしている。また、母は、当時の保険料額が7,000円から8,000円程度だったこと、及び保険料額が1年ごとに上がっていったことを覚えているとしているほか、母自身の所得税の年末調整の際に保険料の領収書を資料として添付したとしている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金の任意加入対象者であったが、自身の国民年金の加入手続に関与しておらず、具体的な状況が不明である上、申立人が加入手続を依頼したとする申立人の母から聴取しても、国民年金の加入手続を行ったことや、当時年金手帳が交付されたことを記憶していないとしている。

また、申立人に対して申立期間に国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できない上、申立期間に住民登録されていたA市にも、申立人の国民年金被保険者名簿が無いなど、申立人が申立期間に国民年金に加入したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、具体的な状況が不明である上、申立期間に係る保険料を納付したとする

申立人の母は、A市から送付された納付書で保険料の納付を行ったとしているが、同市は、「申立期間当時、国民年金の加入手続を行っておらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていない者に納付書を送付することはない。」とするなど、申立人が申立期間に保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 富山国民年金 事案 143

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 4 月まで

昭和 49 年に、A 市役所から特例納付の案内が届いたので、申立期間の自分の分と夫の分の国民年金保険料を市役所で一緒に納めた記憶がある。

夫の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、自分の保険料が未納となっていることに納得いかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年に A 市役所で自分と夫の二人分の国民年金保険料を特例納付したと主張しており、夫の保険料は同年 6 月に納付されていることが確認できる。

しかし、申立人は、納付した金額は自分の分だけで 10 数万円であったとしており、この額は実際の国民年金保険料とは倍以上の差がある。

また、申立人の夫に係る国民年金被保険者台帳及び A 市の国民年金被保険者名簿には、資格取得日を昭和 40 年 5 月 1 日から 36 年 4 月 1 日に訂正した記載があるものの、申立人に係るこれら台帳等の資格取得日は訂正された形跡が無く、資格取得日は 41 年 5 月 1 日とされていることから、申立期間は未加入期間であり、特例納付により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は特例納付した当時の状況について記憶が明確でない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 44 年 3 月まで

A社を辞め、知人の紹介で昭和 43 年 1 月にB社に入社し、44 年 3 月まで勤務した。同社では薬箱等の紙パッケージの販売営業を担当していた。

B社で勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立内容が具体的であることから、申立人はB社に勤務していたと推認されるが、オンライン記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、申立人がB社で雇用保険に加入していた記録は無い上、同社は商業法人登記簿に記載されていないことから、同社の所在を確認できない。

さらに、申立人は同僚の氏名を覚えておらず、事業主も特定できないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書や賃金台帳等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年から 62 年 12 月まで  
② 平成 6 年 5 月から 7 年 3 月まで

申立期間①について、昭和 59 年 8 月に長男が生まれた後、A社に勤務したので、国民健康保険の被保険者資格を喪失させ、同社から交付された健康保険被保険者証を利用していた。

申立期間②について、平成 6 年 5 月にB社に入社後、国民健康保険の被保険者証ではなく、同社から交付された健康保険被保険者証を利用していた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社が、「昭和 62 年 9 月 23 日から同年 12 月 31 日までの期間以外の勤務期間を確認できない。申立人は、試用期間中に退職したため、厚生年金保険に加入させず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言している。

また、オンライン記録により、申立人が申立期間①において国民年金に加入し、昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人が、申立期間①当時、自身の国民年金への加入を認識していたと推認される。

さらに、C市の回答により、申立人について、申立期間①を含む昭和 54 年 1 月 17 日から平成 2 年 9 月 2 日までの期間において、同市で国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、申立期間①においてA社で勤務していた元同僚（二人）からも、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について関連



資料及び証言が得られない。

申立期間②については、当該期間においてB社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚（二人）から聴取しても、申立人の同社での勤務期間及び勤務状況等を特定できる証言が得られない。

また、オンライン記録により、申立人が申立期間②において国民年金に加入し、国民年金保険料の全額免除の承認を受けていることが確認できることから、申立人が、申立期間②当時、自身の国民年金への加入を認識していたと推認される。

さらに、C市の回答により、申立人について、申立期間②を含む平成4年4月1日から7年4月2日までの期間において、同市で国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月から36年1月まで  
② 昭和45年2月から46年1月まで

昭和35年1月から44年7月までの期間について、一度もA事業所を辞めていないのに、オンライン記録では、申立期間①において厚生年金保険の被保険者になっていない。

また、昭和44年8月から50年4月までの期間についても、一度もB事業所を辞めていないのに、オンライン記録では、申立期間②において厚生年金保険の被保険者になっていない。

申立期間①及び②において、それぞれA事業所及びB事業所に継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A事業所を一度も辞めていないと主張しているが、同事業所は、昭和58年12月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、賃金台帳等の資料も残されていないことから、申立人の同事業所における当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A事業所に勤務していた元同僚は、「申立人は一度辞めたような気がする。確か、C事業所に行っていたと思う。」と証言している上、昭和35年から42年までの期間にC事業所で厚生年金保険の被保険者となっていた元同僚は、「自分が勤務していた間に申立人はC事業所で勤務していた。」と証言している。これらの証言から、申立人は、当該期間の一時期においてA事業所ではなくC事業所に勤務していた可能性がうかがえるものの、同事業所は、平成10年5月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の資料も残されていないとともに、当該同僚は、同事業所における当時

の厚生年金保険の取扱いについては覚えていないと証言している上、申立人も申立期間に同事業所で勤務していないと主張している。

さらに、A事業所及びC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は記載されておらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間におけるA事業所及びC事業所での勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、B事業所から提出された労働者名簿により、申立人が昭和44年8月1日に入社し、45年2月20日にいったん退職した後、同年12月7日に再度入社し、50年4月25日に再度退職したことが確認できる。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、i) 申立人は昭和44年8月1日に同事業所で被保険者資格を取得し、45年2月21日に喪失していること、ii) 46年2月1日に同事業所で被保険者資格を再取得し50年5月1日に再喪失していること、及びiii) 申立期間において申立人に係る原票は無く、整理番号に欠番も無いことが確認できる上、この記録は同事業所の労働者名簿の記載内容とおおむね一致している。

さらに、B事業所において、当該期間前後に二度以上厚生年金保険被保険者資格を取得している申立人以外の従業員（7人）のうち、同事業所から提出された4人の労働者名簿の記載内容とオンライン記録を対比すると、当該4人の記録は、労働者名簿の記載とおおむね一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間におけるB事業所での勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月から29年2月まで  
② 昭和29年3月から31年5月まで

昭和27年3月から29年2月までA事業所（現在は、B事業所）に、同年3月から31年5月までC事業所D工場に勤務した。C事業所D工場は臨時工としての勤務だった。

オンライン記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が全く無いが、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の証言により、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえるものの、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和30年1月1日であり、申立期間は厚生年金保険が適用される前の期間である。

また、申立人が名前を覚えている同僚（3人）についても、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書や賃金台帳等の資料も無い。

申立期間②については、C事業所D工場では、当時の人事記録や社会保険関係資料の中に申立人に係る記録は無く、申立人が在籍していたことを確認できないとしており、申立人も同僚等の名前を覚えていないため、申立人の勤務実態や保険料控除の状況について確認できない。

また、C事業所D工場において臨時工として勤務していた者の記録によると、同社D工場では、申立期間当時、臨時工については採用後2年以上が経過してから厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いであった状況がうかがえる。

さらに、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書や賃金台帳等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 19 日から同年 6 月 1 日まで  
平成 11 年 4 月、職業安定所の紹介により、A社に入社し、同社所有のトレーラーで材木を運ぶ仕事をしていた。

申立期間に係る給与明細書は無いものの、勤務していたことは間違いなく、平成 11 年 6 月分から同年 10 月分の給与明細書により、当該期間における給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたこと、及び申立人から提出された同社の給与明細書では、申立人は申立期間後の平成 11 年 6 月分から同年 10 月分までの 5 か月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、申立人の資格取得年月日が平成 11 年 6 月 1 日と記載されている上、同社の元事業主が当時の厚生年金保険料の控除方法を当月控除であったと証言していることから、申立人は同年 6 月分の給与から厚生年金保険料を控除され始めたものと認められる。

また、申立人自身が、給与からの厚生年金保険料の控除について、平成 11 年 4 月分は控除されていない、同年 5 月分は明確には記憶していないとしているほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

なお、申立人から提出された給与明細書により、平成 11 年 10 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることは確認できるが、雇用保険の記録及び申立人自身の証言により、申立人が同年 10 月 25 日にA社を退職したと認められ、同年 10 月については末日まで勤務していないことから、同年 10

月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

また、平成 11 年 10 月分の給与から控除された厚生年金保険料は、1 か月分の厚生年金保険料額（1 万 3,012 円）であり、申立期間（2 か月）分の厚生年金保険料額ではない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 富山厚生年金 事案 532 (事案 226 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A事業所に勤務していた申立期間については、平成 21 年 9 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取ったが、当時の同僚の名前を新たに思い出したので、この同僚からも話を聞いた上で、再審議をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人がA事業所に勤務していたことはいかがえるものの、同事業所は廃業しており、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる賃金台帳等の資料が無いほか、申立期間当時の事業主及び経理・社会保険事務の担当者は死亡しており、連絡先の判明した同僚（5人）に照会しても、申立人の勤務実態や保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言等を得ることができないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 9 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな事情として申立期間当時の同僚の名前を提示したが、当該同僚からは、申立人のことを覚えている旨の証言は得られたものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言等を得ることはできなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 12 月 23 日から 22 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 22 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

大学卒業後、昭和 18 年 10 月に A 事業所に就職したが、19 年 2 月に召集され休職した。20 年 10 月に復職し、同時に B 事業所へ異動となり、22 年 3 月 31 日に事業所閉鎖に伴い退職した。退職後は、事業所の業務を引き継いだ C 事業所に引き続き勤務して 24 年 1 月末まで継続して働いていたのに、21 年 12 月 23 日から 22 年 6 月 1 日まで厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立内容が具体的であることから、申立人は申立期間①及び②において、B 事業所及び C 事業所に勤務していたと推認される。

しかし、i) B 事業所は、同支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、申立人の資格喪失日である昭和 21 年 12 月 23 日に、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、及び ii) C 事業所は、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、申立人の資格取得日である 22 年 6 月 1 日に、厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できる。

また、i) B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された被保険者 1,151 人のうち、662 人の資格喪失日が申立人と同日であること、及び ii) C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された被保険者 179 人の資格取得日が申立人と同日であることが確認できる。

さらに、申立人が B 事業所の同僚としている者（二人）についても、申立人と同日に被保険者資格を喪失している上、事業所は、いずれも解散しており、業務を引き継いだ組織も無いことから、申立内容について確認できる関連資料も無い。

加えて、申立期間において、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 45 年 5 月、A 県の短期大学を卒業後、親戚の紹介で B 社 C 支店に入社し、輸出する繊維に添付する許可証等の資料を英文タイプで作成する業務に従事していた。

昭和 48 年 6 月 30 日に B 社 C 支店を退職したにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録上、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年 6 月 30 日とされていることに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社の証言により、申立人が、昭和 45 年 5 月 1 日から 48 年 6 月 30 日までの期間において、同社 C 支店で正社員として勤務していたことが確認できる。

しかし、B 社が、「申立期間当時、月末に退職する者について、本人が社会保険料（健康保険料及び厚生年金保険料）の控除を希望しない場合には、月末に社会保険（健康保険及び厚生年金保険）の被保険者資格を喪失させていたこともある。」と証言しているところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和 48 年 6 月 30 日）の前後おおむね 2 年以内の月末に資格を喪失したことが確認できる 14 人のうち 7 人の厚生年金保険被保険者記録等を調査したところ、そのうち 5 人については退職日と資格喪失日が同日であることが確認できるなど、事業主の説明に不自然な点はみられない。

また、D 健康保険組合から提出された健康保険に係る台帳により、申立人の健康保険被保険者資格の喪失日が、昭和 48 年 6 月 30 日であることが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを明確には記憶していない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等

も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 30 日から同年 12 月 8 日まで  
昭和 32 年 3 月 21 日に A 事業所に入社し、65 歳まで同社及び B 事業所に継続して勤めていたのに、A 事業所で勤務していた期間のうち、C 事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得する前の期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B 事業所が保管している A 事業所の昭和 36 年異動通知簿により、申立人は、同年 10 月 30 日に同社を退職し、C 事業所の専従となっていることが確認できる上、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、同年 10 月 30 日に A 事業所の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、オンライン記録により、C 事業所が健康保険厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 36 年 12 月 8 日であることが確認できる上、D 社会保険事務所 (当時) の「健康保険被保険者証記号番号・厚生年金保険被保険者台帳記号番号及び標準報酬決定通知並に被保険者証送付書」により、申立人は、C 事業所において同年 12 月 8 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細、源泉徴収票等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。